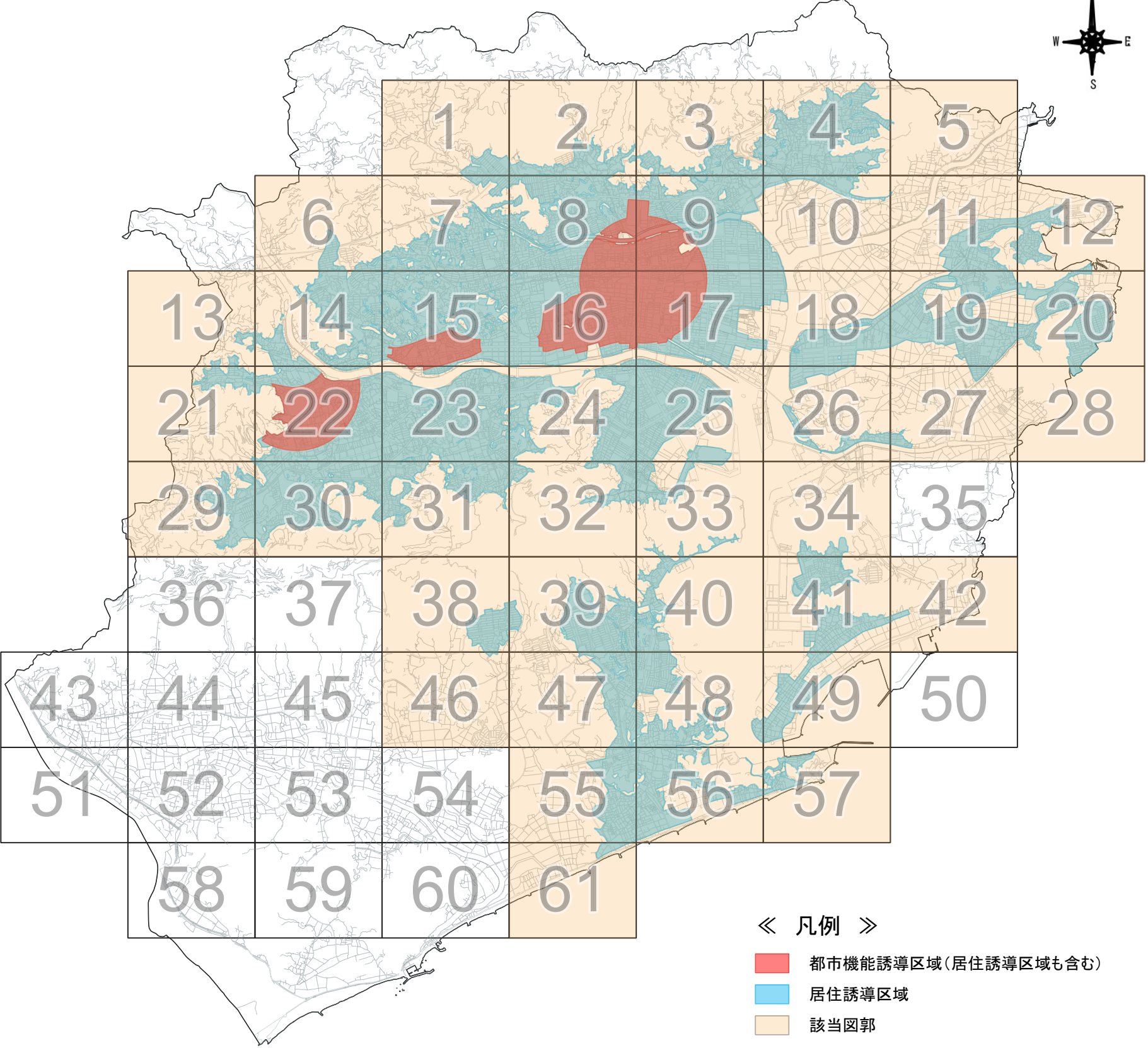
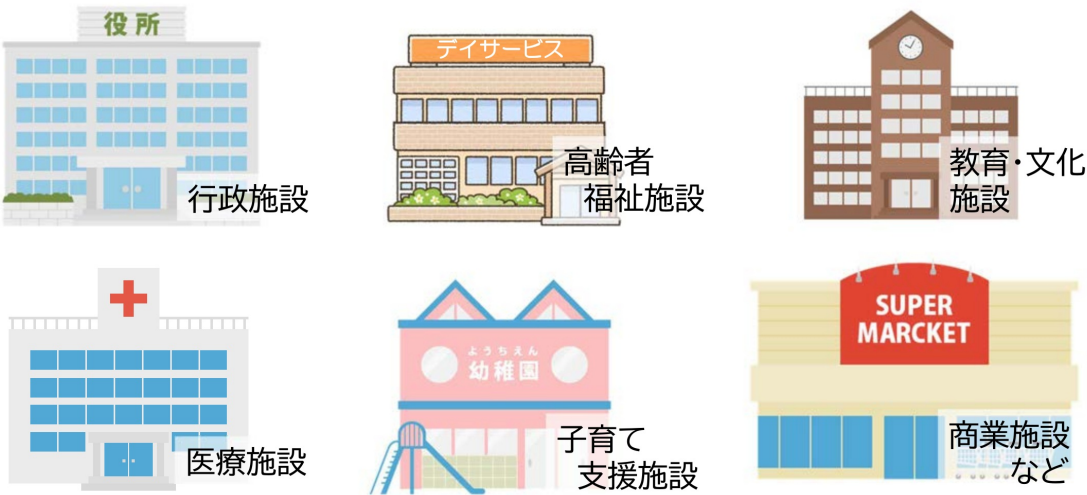


参考資料:立地適正化計画(都市再生特別措置法)

【図郭割図】



都市機能誘導施設



届出概念図

※ 各区域で次のような行為をする場合は届出が必要です。

都市計画区域内、居住誘導区域外における届出

都市計画区域

届出対象：3戸以上の住宅の建築等
1戸又は2戸の住宅で1,000㎡以上の規模のもの (法第88条)
都市機能誘導施設の建築・開発 (法第108条)



都市機能誘導区域外における届出

居住誘導区域

届出対象：都市機能誘導施設の建築・開発 (法第108条)



都市機能誘導区域

届出対象：都市機能誘導施設の休止・廃止 (法第108条の2)



出典: 2017高知市立地適正化計画「2021改訂版」

注意

- (1) 本資料は、一部簡略化して示しています。
- (2) 本資料は、地図作成上の誤差を含んでいます。
- (3) 本資料については、令和6年12月に作成したものです。参照元データが古い場合等がありますので、最新情報は指定権者に必ず確認してください。